

旭川市指定介護老人福祉施設等入所指針（改定案）の考え方の要点

1 特例入所該当の具体的な基準等の考え方

- (1) 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
 - ・ 認知症高齢者の日常生活自立度のランクがⅣ以上であること。
 - ・ ランクⅢの者で特例入所必要性評価票の「精神症状・行動障害の状況」がAランク又はBランクでウが7項目以上であること。
- (2) 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
 - ・ 障害者手帳（療育手帳を含む）を所持している者又は特定 130 疾患に該当する難病の者について、このほかの事情を勘案し個別に判断する。
- (3) 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
 - ・ 高齢者の生命及び身体に重大な危険が生じていると考えられ、高齢者の一時的な緊急保護が必要と判断される場合
- (4) 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。
 - ・ 旭川市においては「地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である」状態ではないため原則適用されないと考えているが、該当すると思われる場合は個別に判断する。

2 旭川市からの意見表明

- (1) 意見は報告書が本市に到着してから概ね2週間以内に表明します。なお、報告書の提出先は旭川市の場合、福祉保険部介護高齢課計画推進係です。
- (2) 入所指針2(3)ウの「必要に応じて」とは入所申込者の状況に変化が見られ、特例入所の要件に該当するか改めて判断する必要がある場合です。

3 特例入所の要件に該当しない者からの入所申込みについて

要介護1又は2の者で特例入所の要件に該当しない者から入所申込みがあった場合、申し込みの受付をしない取扱いと考えていますが、施設として申し込みを受け付ける取扱いとしても構いません。ただし、この場合は入所選考者名簿とは別に名簿を作成する等により管理をお願いします。また、定期的に旭川市に報告いただいている待機者人数には含めないようお願いします。

4 この指針の適正な運用にあたって

特例入所の要件に該当する者の保険者市町村が旭川市以外である場合については保険者市町村への報告と合わせて旭川市へも報告をお願いします。また、報告内容に対して疑義等がある場合は旭川市より意見を表明します(意見は報告書が本市に到着してから概ね2週間以内に表明します)。